

「石水博物館」に係るネーミングライツ・パートナー募集要項

1 募集目的

公益財団法人石水博物館（以下「当財団」という。）では、石水博物館の持続的な運営や施設の魅力向上等への寄与を図ることを目的に、当該施設に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する民間企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

2 対象施設

「石水博物館」

所在地	津市垂水 3032 番地 18		
建築年月	2010 年 2 月		
構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階		
建築面積	479.2 m ² （延床 880.4 m ² ）		
開館月日	2011 年 5 月		
展示室	2 室（1 階・2 階）	延床面積	184.0 m ²
来館者数	2023 年度 4,910 人、2024 年度 5,181 人、2025 年度 12,460 人		
その他	・博物館登録原簿登録事項 → 令和 7 年 10 月 1 日登録、 記号番号：三重県 第 10 号		
	・公益法人 Information https://www.koeki-info.go.jp/ → 内閣府が運営する公益法人等に関する情報のポータルサイト。各種公益法人に関する情報の入手ができます。 当財団の法人コード「A001943」		
	・当財団 HP https://sekisui-museum.or.jp/ ・公式 SNS（X） https://x.com/sekisui_museum ・(Instagram) https://www.instagram.com/sekisui_museum/		

3 募集条件

（1）ネーミングライツ料

希望価格年額 300 万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 希望価格以上の金額を提案してください。

※ 提案金額は、審査の際の評価の対象となります。

（2）希望契約期間

3 年以上（愛称の使用開始日から起算）

※ 希望契約期間以上の契約期間を提案してください。

※ 提案契約期間は、 審査の際の評価の対象となります。

4 愛称の条件

(1) 施設の愛称は原則、「石水博物館」の文字を含み、イメージを損なうことなく、周囲に分かりやすく、また親しみやすく、呼びやすい簡潔な愛称とします。

(2) 次のいずれかに該当するものは、愛称の対象としないこととします。

ア 法令等に違反するもの又は違反行為を助長するおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題についての主義主張に当たるもの

カ 個人の名刺広告

キ 国、地方公共団体その他公共の機関が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの

ク 消費者保護の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの

ケ 社会的批判を招くおそれのあるもの

コ 内容が明確でないもの

サ 教育的又は健康的な配慮が必要なもの

シ 青少年の保護及び健全育成の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの

ス 第三者の財産権（商標権、著作権等）、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

セ 第三者をひぼうし、中傷し、若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの

ソ その他当財団が愛称として使用することが適当でないと認めるもの

(3) 愛称の決定後、当財団は原則として、愛称を使用することとします。ただし、愛称が定着するまでの期間等、必要があると認める場合は、愛称に加え、正式名称を併記する場合があります。

なお、愛称の使用に当たって、愛称についての知的財産権をネーミングライツ・パートナーが取得した場合においても、当財団はこれを無償で使用できることとします。

(4) 愛称の導入による混乱を避けるため、契約期間中、原則として愛称の変更はできません。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、当財団とネーミングライツ・パートナーと協議の上、当財団がその可否を決定するものとします。

5 応募資格

応募資格を有する者は、三重県に本社あるいは主たる活動拠点を有し、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体とします。ただし、次のいずれかに該当するものは、応募することができません。

- (1) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（津市内に支店等を有する場合は、本社所在地及び支店等所在地の都道府県民税及び市町村税）を滞納しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業その他風俗営業に類似したもの
- (3) 消費者金融に係るもの
- (4) たばこに係るもの
- (5) 賭博及び富くじ（公営競技及び公営くじを除く。）に係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全なもの
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされているもの
- (9) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当するもの、及び次の各号に掲げるものがその経営に実質的に関与しているもの
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないもの
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与しているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用しているもの

- (10) その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと理事長が認めるもの

6 スケジュール

スケジュールの内容は下表のとおりであり、具体的な日程は募集の開始時に公表します。

内 容	
募集の開始	
募集要項等の配布	(※1)
募集期間	
質問の受付	(※2)
質問への回答	(※3)
応募書類の提出	
応募資格等の審査	
選定委員会の開催（優先交渉権者の選定）	
審査結果の通知	
優先交渉権者との協議	
契約の締結	
施設表示等の変更（工事）	
愛称の使用開始	

- (※1) 配布は当財団ホームページ「ネーミングライツ・パートナーの募集」からダウンロード
- (※2) 質問は質問票(様式第1号)により電子メール又はFAXで、「16 問い合わせ先」へ提出してください。電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問、また意見表明と解される質問については回答しません。
- (※3) 当財団ホームページ「ネーミングライツ・パートナーの募集」に掲載します。

7 応募手続き

(1) 提出先及び提出方法

「16 問い合わせ先」へ持参又は郵送(簡易書留)で提出してください。なお、持参の場合は、午前10時から午後4時30まで(休館日を除く。)、郵送の場合は募集期間内必着とします。

(2) 提出書類

ア ネーミングライツ・パートナー申込書(様式第2号)

イ 誓約書(様式第3号)

ウ 法人等の概要(様式第4号)

※法人概要が分かるパンフレット等がありましたら、添付してください。

エ 直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算表)及び事業報告書

オ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

カ 直近1年分の国税及び地方税(都道府県税及び市町村税)の未納税額がないことを証明する書類

キ 印鑑証明書

ケ 三重県に本社あるいは主たる活動拠点を有することがわかる書類

コ 愛称に商品名等を使用する場合は、当該商品等の概要が分かるもの

※オからキについては、書類の提出日から3ヶ月以内に発行されたものとします。

(3) 提出部数

正本1部、副本4部

正本は全ての書類について原本とし、副本は写しで可とします。

8 選定方法等

ネーミングライツ・パートナーの選定に当たっては、選定委員会を設置し、提出書類を対象に総合的に審査を行います。

なお、応募者が1者の場合であっても、選定委員会を開催し、審査を行います。

(1) 審査方法

別紙1「「石水博物館」ネーミングライツ・パートナー審査基準」に基づき審査します。

(2) 審査結果の通知

選定委員会での審査終了後、速やかに全ての応募者に文書で通知します。

9 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定及び契約の締結

優先交渉権者として選定した者と、契約の内容について協議が整った場合にはネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合及び応募資格を喪失した場合には、次点者を優先交渉権者とし契約の締結に向けた協議を行います。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーが決定したときは、ネーミングライツ・パ

ナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等をホームページ等により公表します。

10 愛称の表示

看板等による愛称の表示については、ネーミングライツ・パートナーとして選定した後、具体的な表示内容、方法、設置場所等について協議します。

なお、愛称の表示に当たっては、三重県屋外広告物条例(昭和 41 年三重県条例第 45 号)に定める基準を満たす必要があります。

11 費用負担

ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ料の他、施設名の表示の変更が必要と認める場合は、別途費用を負担する必要があります。

なお、施設名の表示等の変更に係る当財団とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

区 分	石水博物館	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更及び新設看板等の設置 (※1)		○
契約期間終了後の原状回復		○
当財団が作成する印刷物（パンフレット、封筒等）(※2)	○	
ホームページの表示変更 (※3)	○	
グーグルマップ等、インターネット上の施設表示の変更		○

(※1) 敷地外や新規の看板等の設置は、ネーミングライツ・パートナーが当財団や関係機関等と協議を行い、必要な許可等を受けた上で行うこととします。

(※2) 愛称決定時に既に使用している印刷物は、原則としてそのまま使用します。

なお、残部数や改訂時期等を考慮し、当財団が新たに作成する印刷物については、愛称を使用することとします。

(※3) ホームページについては、当財団において愛称導入時に表示を変更します。

12 契約の解除

契約締結後、応募資格を喪失した場合、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるときは、当財団はネーミングライツ・パートナーの決定の取消し又は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

なお、その場合における、原状回復に必要な費用等はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。また、既に納入されたネーミングライツ料は原則として返還しないものとします。

13 契約の更新

当財団は契約期間満了までに、当該施設について、ネーミングライツの継続実施の可否について判断します。

なお、当財団としてネーミングライツを継続実施するとした場合は、愛称の変更による周囲の混乱を避けるため、次回契約について、当該ネーミングライツ・パートナーと優先的に交渉できることとします。

14 リスク負担

ネーミングライツ・パートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、当財団とネーミングライツ・パートナーが協議し決定するものとします。

15 留意事項

- (1) 応募に係る費用は、全額応募者の負担とします。
- (2) 必要に応じて提出書類の内容の確認や追加書類の提出を依頼する場合があります。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 施設の名称(正式名称)を変更するものではありません。
- (5) ネーミングライツ料は、毎年度当初に、当財団が発行する請求書により 4 月末日 までに一括して支払うことを基本とします。なお、愛称の使用期間が年度途中からとなる場合や年度途中までとなる場合は、年額の応募金額を月割りでお支払いいただきます。

16 問い合わせ先

公益財団法人石水博物館 事務局

〒514-0821 津市垂水 3032 番地 18

電話番号 059-227-5677

F A X 059-213-5789

E-mail office@sekisui-museum.or.jp

〔別紙 1〕

「石水博物館」ネーミングライツ・パートナー審査基準

公益財団法人石水博物館（以下「当財団」という。）では、ネーミングライツ・パートナーの選定に際し、以下の基準により審査を行います。

1 応募資格等審査

事務局において、申請書類を受理された者が石水博物館ネーミングライツ・パートナー募集要項「5 応募資格」を満たしていること、および、提案された愛称案が募集要項「4 愛称の条件」を満たしていることを確認します。

応募条件を満たしていないと判断された場合は、失格となります。

2 提示条件等の総合評価

選定委員会は、本基準の「1 応募資格等審査」の結果、応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、下表の審査項目に基づき得点化します。

	審査項目	審査内容	配点
1	ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	30 点
2	契約期間	提案期間の妥当性	20 点
3	愛称	呼びやすさ、親しみやすさ、わかりやすさ、博物館イメージとの整合性等	20 点
4	経営の安定性	決算書等による経営状況、安定性等	20 点
5	社会貢献	社会貢献等の理念、活動実績等	10 点
合計点			100 点

（1）採点（得点化）方法

ア 応募者ごとに、下表の採点方法に基づき得点化します。点数は小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで算出します。

	審査項目	採点方法
1	ネーミング ライツ料	$30 \text{ 点} \times \frac{\text{当該応募者の提案金額（年額）}}{\text{応募者のうち最も高い提案額（年額）}}$
2	契約期間	$20 \text{ 点} \times \frac{\text{当該応募者の提案期間}}{\text{応募者のうち最も長い提案期間}}$
3	愛称	呼びやすさ、親しみやすさ、博物館イメージとの整合性等を総合的に勘案し、次により採点します。 愛称としてふさわしい場合の最高点を 20 点、愛称

		としてふさわしくない場合を0点とし、0～20点の範囲で提出資料等を基に採点します。
4	経営の安定性	決算書等による経営の状況、安定性等を採点します。最高点を20点、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくない場合を0点とし、0～20点の範囲で提出資料等を基に採点します。
5	社会貢献	社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画について採点します。最高点を10点、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくない場合を0点とし、0～10点の範囲で提出資料等を基に採点します。

(2) 総合評価

選定委員会は、採点の結果、総合計点が最も高い応募者を、優先交渉権者として選定します。また、総合計点が同点だった場合は、「ネーミングライツ料」、「愛称」、「契約期間」の順に各審査項目の合計点が高い応募者を優先交渉権者として選定します。ただし、総合計点が最も高い応募者であっても、総合計点が満点の7割に満たない場合は、該当者なしとします。

3 失格条件

次の各号に該当する場合は、失格とします。

- (1) ネーミングライツ・パートナーとしての適否を審査中に、応募資格を失くした場合。
- (2) 申込書等の提出書類に、虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合。

以上